



報道関係者 各位

平成 29 年 4 月 27 日

【照会先】

愛知労働局労働基準部安全課

安全課長 三好 了

主任安全専門官 阪野 英之

直通電話 052-972-0255

平成 28 年愛知の労働災害発生状況

死亡災害が前年より 5 人（10.4%）減少し、過去最少

愛知労働局（局長 木暮 康二）は、平成 28 年の県内の労働災害発生状況をまとめました。

- **死傷者数（4 日以上の休業を伴う災害（死亡災害を含む）は 6,360 人。対前年比 11 人（0.2%）増。**
- **そのうち死亡者数は 43 人。対前年比 5 人（10.4%）減。昭和 25 年以降過去最少を更新。**
- **災害が多い製造業、建設業、陸上貨物運送事業の死傷者数は、ほぼ横ばい又は減少となった。小売業をはじめとする第 3 次産業の死傷者数は増加した。**

1 労働災害発生状況

（1）死傷災害

死傷災害の発生件数 6,360 人（対前年比 11 人（0.2%）増加）

うち 製造業 1,904 人（対前年比 2 人（0.1%）増加）

最も多い事故の型は、はさまれ・巻き込まれで 532 人（占める割合は 27.9% 対前年比 37 人（7.0%）減少）

建設業 643 人（対前年比 25 人（3.7%）減少）

最も多い事故の型は、墜落・転落で 215 人（占める割合は 33.4% 対前年比 6 人（2.8%）減少）

陸上貨物運送事業 847 人（対前年比 57 人（7.0%）減少）

最も多い事故の型は、墜落・転落で 231 人（占める割合は 27.3% 対前年比 35 人（15.1%）減少）

商業 906 人（対前年比 20 人（2.3%）増加）

最も多い事故の型は、転倒で 254 人（占める割合は 28.0% 前年と同数）

(2) 死亡災害

死亡災害の発生件数 43人(対前年比5人(10.4%)減少)

うち 製造業 9人(対前年比2人(28.6%)増加)

最も多い事故の型は、はさまれ・巻き込まれで4人(占める割合は44.4%)

建設業 7人(対前年比11人(61.1%)減少)

最も多い事故の型は、墜落・転落で3人(占める割合は42.9%)

* 建設業で10人を下回ったのは初

陸上貨物運送事業 7人(対前年比2人(22.2%)減少)

事故の型としては、その他(過労死等)で4人(占める割合は57.1%)

商業 6人(対前年比2人(50.0%)増加)

最も多い事故の型は、交通事故で3人(占める割合は50.0%)

(3) 死傷災害の特徴等

近年、生産活動等が活発な中で、建設業、陸上貨物運送事業においては減少した。

・災害減少が顕著なものを事故の型別にみると、建設業で交通事故が対前年比19人(54.3%)減少し16人、陸上貨物運送事業で、墜落・転落が対前年比35人(13.2%)減少し231人となっている。

・製造業は、はさまれ・巻き込まれ災害が対前年比37人(7.0%)減少(532人)したものの、飛来・落下による災害が対前年比36人(23.5%)増加(189人)、墜落・転落による災害が33人(17.9%)増加(217人)したこと等により増加に転じた。また、製造業で最も多いはさまれ・巻き込まれ災害のうち一般動力機械によるものが174人(対前年比12人(6.5%)減少)となっている。

休業2ヶ月以上の災害は増加。

・休業2ヶ月以上の労働災害1,626人(対前年比55人(3.5%)増加)

死傷災害全体において、事故の型別で転倒災害が最も多い。

・全産業における事故の型別をみると、転倒が1,359人(占める割合21.4%)と最も多く、次いで墜落・転落が1,085人(占める割合17.1%)となっている。特に第三次産業(商業・保健衛生業・接客娯楽業)においては、転倒が30.9%(549人)と全業種より約10%ほど多い。

2 愛知労働局の今後の取組方針

- (1) 平成25年から推進している「第12次労働災害防止推進計画」(注)に基づき、平成29年は計画の最終年であることから、引き続き計画目標の達成に向けて積極的に労働災害防止対策を実施することとしている。

< 愛知局独自の取組み >

「論理的な安全衛生管理」(資料1)の考え方を推奨し、普及定着を図る。

具体的には、災害発生プロセスに基づき検証を行うことで、どこまでリスク低減が図れるかを論理的に考え、より安全が図れる方策により、着実なリスク低減のための措置を講じるもの。

- (2) 高所等からの墜落・転落災害、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害など重篤度の高い労働災害が多発している製造業や建設業について重点的に指導する。
- (3) 陸上貨物運送事業については、荷役作業において多発している5大災害(墜落・転落、荷崩れ、フォークリフト使用時の事故、無人暴走、トラック後退時の事故)の防止に重点を置き、リーフレット「重大な労働災害を防ぐためには」(資料2)を活用して荷主事業者及び運送事業者に対して指導する。
- (4) 全業種の重点対策として転倒災害防止のために4S(整理・整頓・清掃・清潔)をはじめとする「STOP 転倒災害プロジェクト」(資料3)により6月を重点取組期間として推進する。
- (5) 交通労働災害による死亡災害等が多発していることから、陸上貨物運送事業のみならずあらゆる業種に対して、愛知労働局で作成したリーフレット「交通労働災害防止のためのガイドライン」(資料4)を活用して交通労働災害防止の取組みを推進する。
- (6) 第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店)については、店舗・施設に安全衛生担当者がいないなど安全衛生管理体制がぜい弱であることから、経営トップの参画の下、本社・本部における労働災害防止のための計画を作成し、本社・本部と店舗・施設の役割に応じた全社的な安全衛生活動の推進を図る「働く人に安全で安心な店舗・施設作り推進運動」(資料5)を強力に展開する。

(注)「第12次労働災害防止推進計画」の概要

【計画の期間】

平成25年度を初年度とした5カ年計画とする。

【計画の目標】

死亡者数について、平成29年において、40人を下回ること

死傷者数について、平成29年において、平成24年と比較して15%以上(5,433人以下)減少させること

【重点業種対策】

重篤度の高い労働災害減少のための重点業種対策

- ・製造業
- ・建設業

労働災害件数減少のための重点業種対策

- ・陸上貨物運送事業
- ・第三次産業

平成 2 8 年愛知の労働災害発生状況

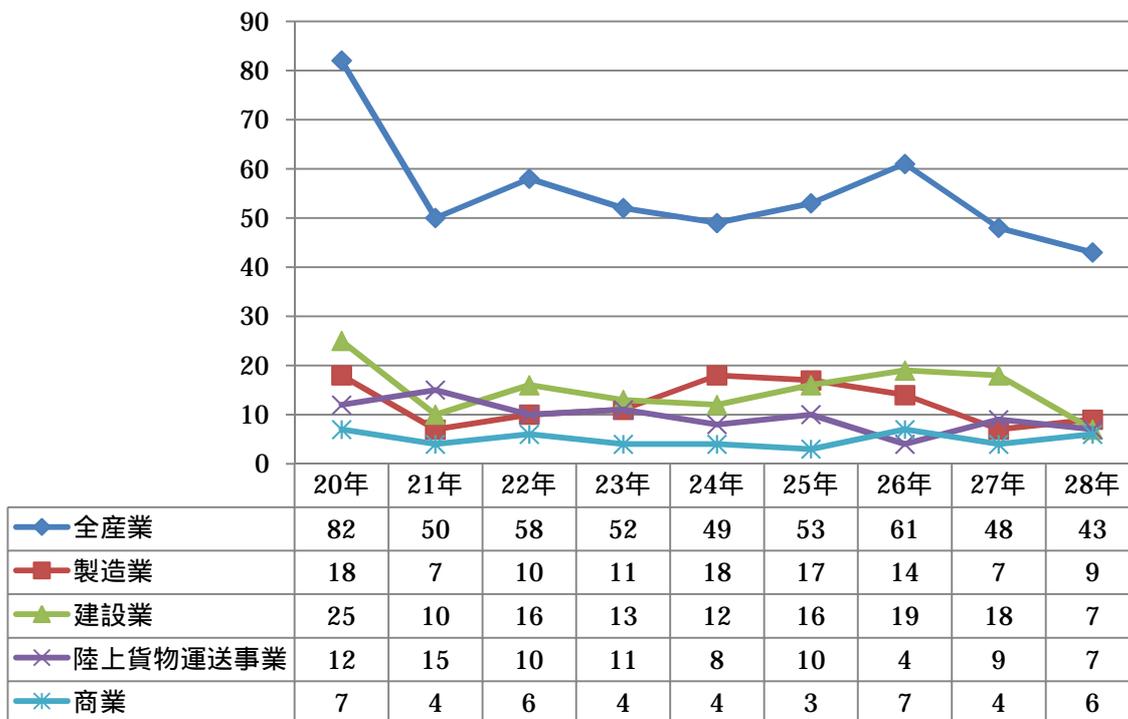
死亡災害は前年比較 5 人減少

愛 知 労 働 局

1 死亡災害の発生状況

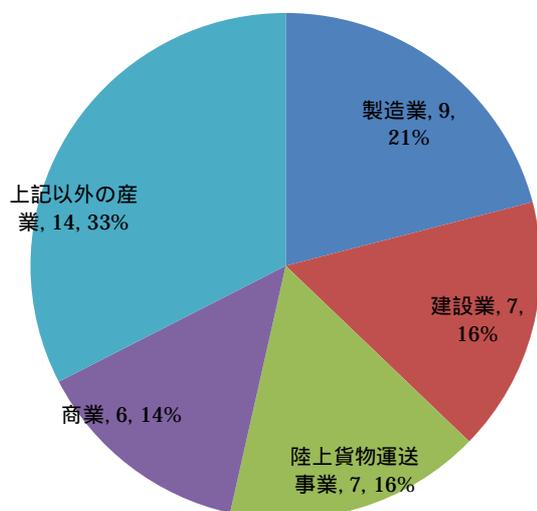
平成 2 8 年の愛知県内における死亡災害は 4 3 人となった。

平成 2 8 年の確定値で、平成 2 7 年の確定値より 5 人の減少となった。



平成 2 8 年の死亡災害について、業種別で平成 2 7 年と比較すると、建設業が 1 8 人から 7 人、陸上貨物運送事業が 9 人から 7 人と減少したが、製造業が 7 人から 9 人、商業が 4 人から 6 人と増加した。これら 4 業種で死亡災害の 6 7 % を占めている。

平成28年業種別死亡災害発生状況



業種	死亡者数
製造業	9
建設業	7
陸上貨物運送事業	7
商業	6
上記以外の産業	14
合 計	43

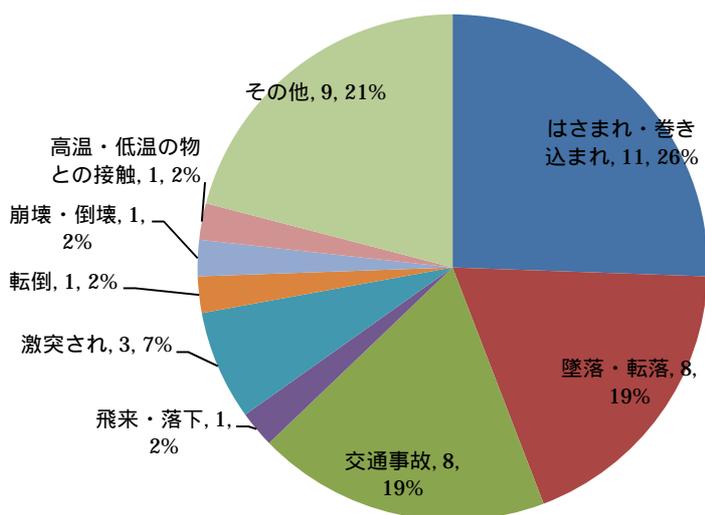
2 死亡災害の特徴

2-1 事故の型別の発生状況

平成28年の死亡災害を事故の型別で見ると、はさまれ・巻き込まれで11人、墜落・転落で8人、交通事故で8人となっており、この3つの型で63%を占めている。

はさまれ・巻き込まれ災害は、平成27年の7人から11人、墜落・転落災害は6人から8人と増加となった。

平成28年事故の型別死亡災害発生状況



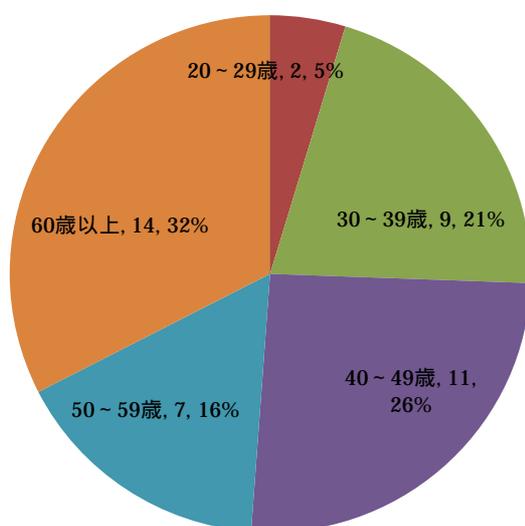
事故の型	死亡者数
はさまれ・巻き込まれ	11
墜落・転落	8
交通事故	8
飛来・落下	1
激突され	3
転倒	1
崩壊・倒壊	1
高温・低温の物との接触	1
その他	9
合計	43

2-2 年齢別の発生状況

平成28年の死亡災害を被災者の年齢別にみると、20歳代で2人、30歳代で9人、40歳代で11人、50歳代で7人、60歳以上で14人と発生している。

50歳以上が49%を占めている。

平成28年年齢別死亡災害発生状況

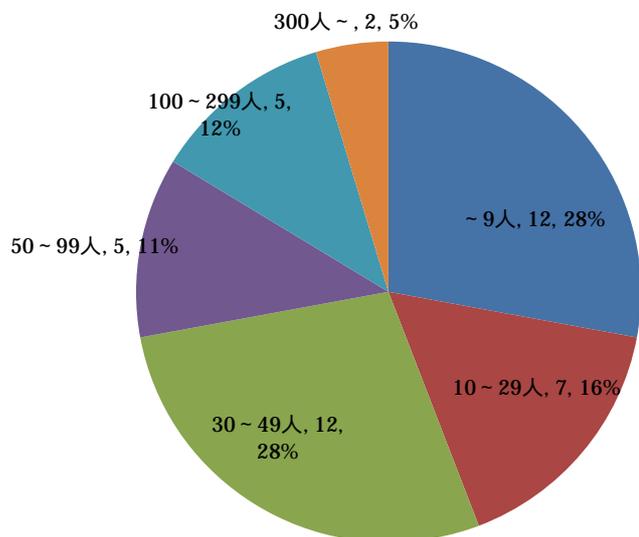


年齢	死亡者数
～19歳	0
20～29歳	2
30～39歳	9
40～49歳	11
50～59歳	7
60歳以上	14
合計	43

2-3 事業場規模別の発生状況

平成28年の死亡災害を事業場の規模別にみると、9人以下が12人、10人以上29人以下が7人、30人以上49人以下が12人となっており、50人未満の小規模事業場で72%を占めている。

平成28年規模別死亡災害発生状況

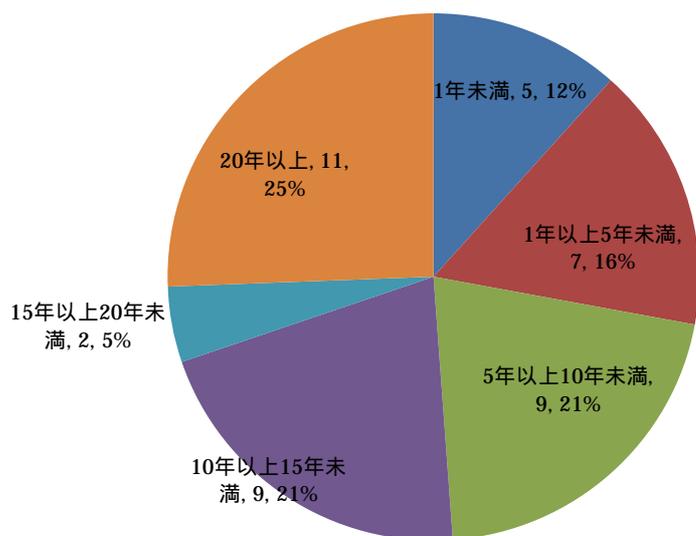


事業場規模	死亡者数
~9人	12
10~29人	7
30~49人	12
50~99人	5
100~299人	5
300人~	2
合計	43

2-4 経験年数別の発生状況

平成28年の死亡災害を被災者の経験年数別にみると、1年未満が5人、1年以上5年未満が7人、5年以上10年未満が9人、10年以上15年未満が9人、15年以上20年未満が2人、20年以上が11人であり経験年数10年以上の発生率が51%を占めている。

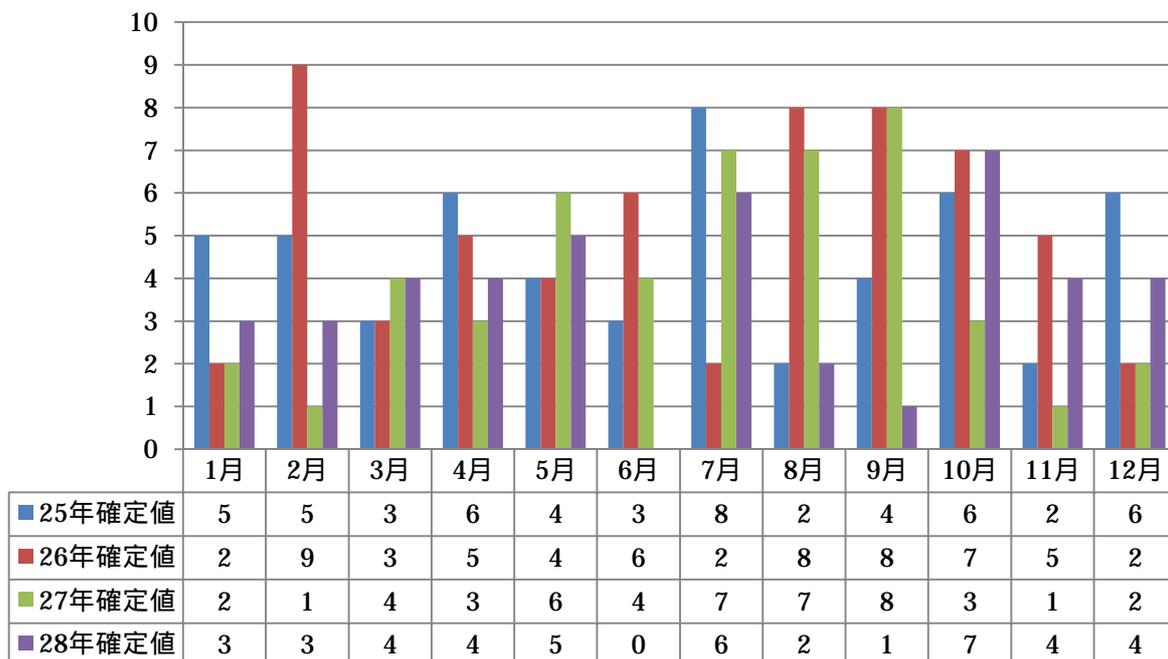
平成28年経験年数別死亡災害発生状況



経験年数	死亡者数
1年未満	5
1年以上5年未満	7
5年以上10年未満	9
10年以上15年未満	9
15年以上20年未満	2
20年以上	11
合計	43

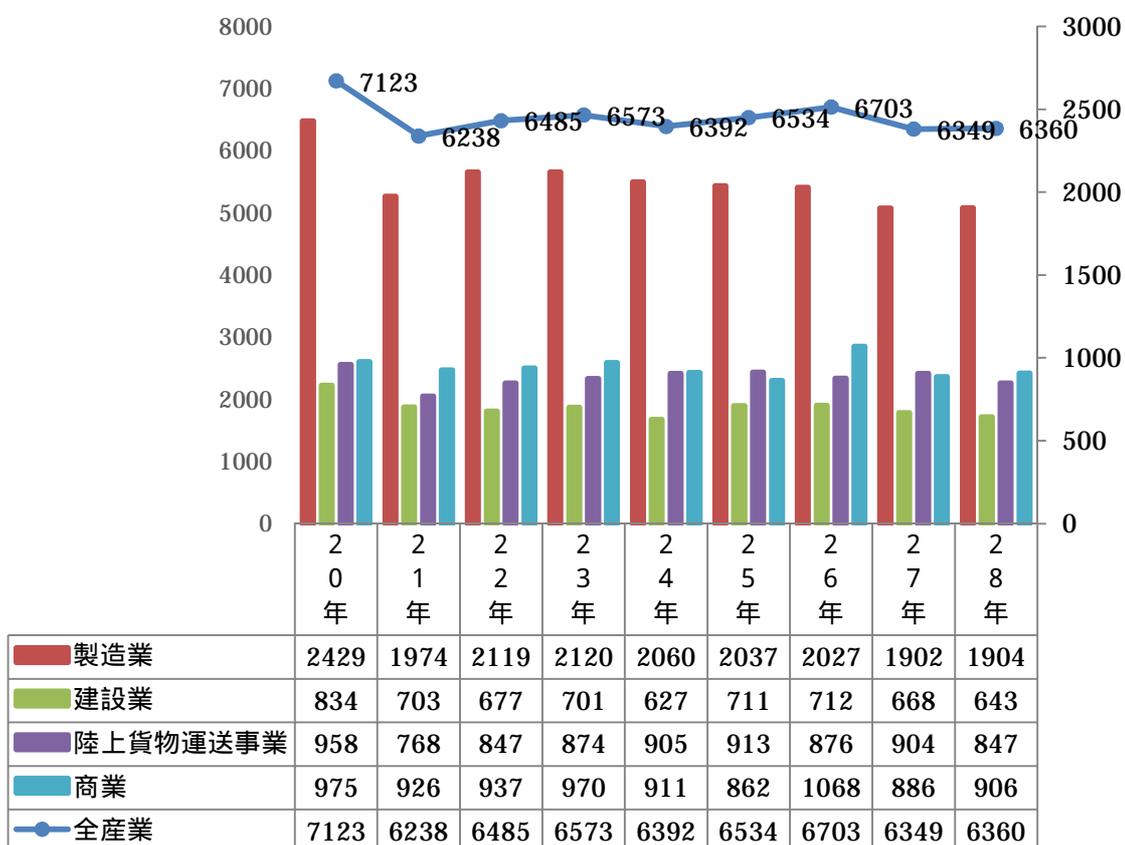
2-5 月別の発生状況

平成28年の死亡災害を月別にみると、10月が7人、7月が6人と多発した。



3 労働災害による死傷者数の発生状況

平成28年の愛知県内における労働災害による死傷者数（休業4日以上）は、6,360人であった。労働災害による死傷者数は、死亡災害は減少したものの増加となり、平成28年は対前年11人の増加となった。



4 死傷災害の特徴

4-1 業種別の発生状況

製造業が1,904人と最も多く、災害発生件数全体の30%を占めている。次いで、商業が906人(14%)、陸上貨物運送事業が847人(13%)、建設業が643人(10%)の順になっている。

4-2 事故の型別の発生状況

転倒が1,359人(21%)、墜落・転落が1,085人(17%)、はさまれ・巻き込まれが898人(14%)と3つの型で52%を占めている。

4-3 年齢別の発生状況

60歳以上が1,493人(23%)、50歳代が1,462人(23%)、40歳代が1,437人(22%)と40歳以上で69%を占めている。

4-4 事業場規模別の発生状況

規模10人～29人の事業場が1,542人(24%)、規模9人以下の事業場が1,252人(20%)と30人未満の小規模事業場が、44%を占めている。

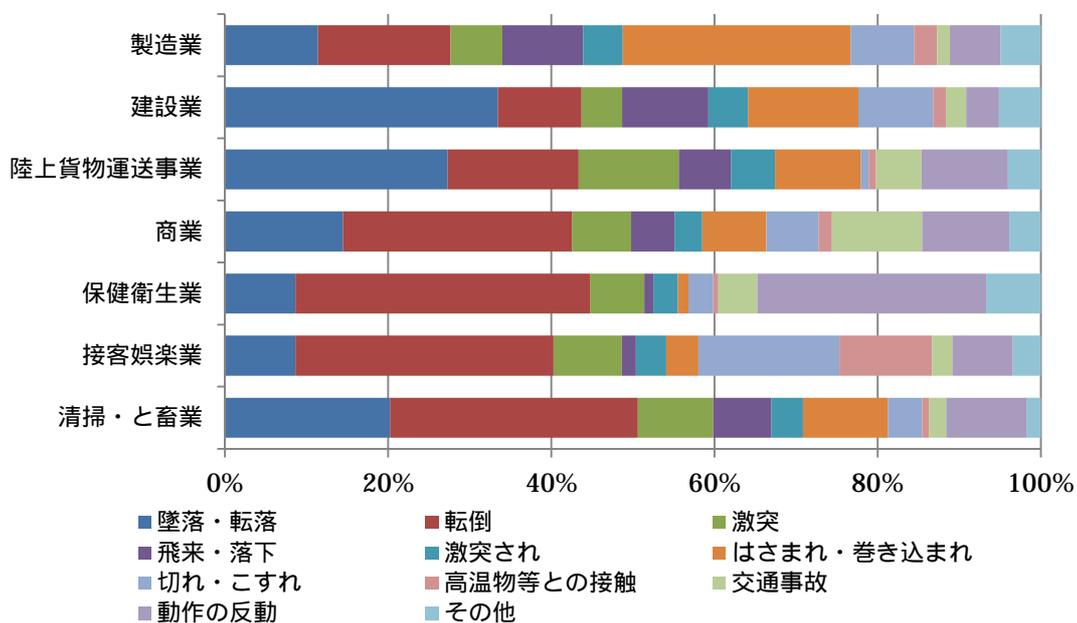
4-5 休業日数別の発生状況

休業1ヶ月未満が3,074人(48.3%)、休業1ヶ月以上2ヶ月未満が1,660人(26.1%)、休業2ヶ月以上が1,626人(25.6%)と休業1ヶ月以上が50%を超えている。

4-6 業種別・事故の型別の発生状況

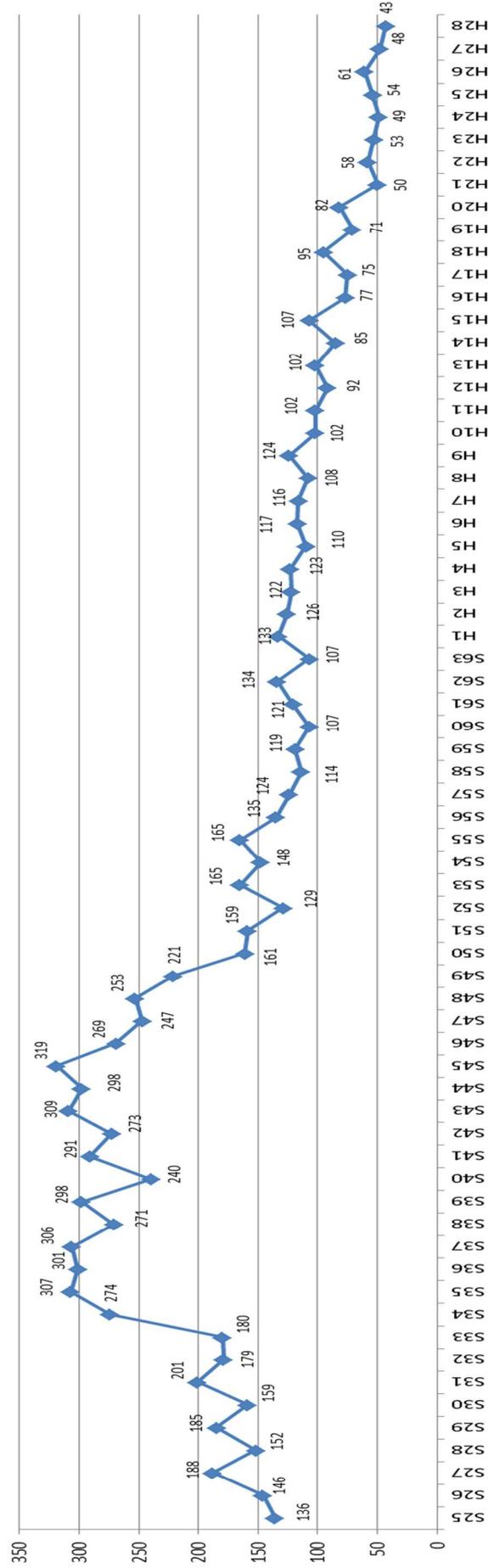
業種ごとに事故の型別にみると、製造業では、はさまれ・巻き込まれ(製造業の災害28%を占める。以下同じ。)が、建設業では墜落・転落災害(33%)が、陸上貨物運送事業では墜落・転落(27%)が、商業では転倒(28%)が、保健衛生業では転倒(36%)が、接客娯楽業では転倒(27%)が、清掃・と畜業では転倒(30%)が最も多く発生した。

業種別事故の型別死傷災害発生状況



死亡災害発生件数の推移(昭和25年から平成28年)

—◆— 死亡災害件数



愛知労働局管内死傷災害発生状況(平成28年確定値)

業 種	年 別	平成28年確定値	平成27年確定値	対平成27年増減	増減率
製 造 業		1,904 (9)	1,902 (7)	2 (2)	0.1
食 料 品 製 造 業		412 (2)	419 (0)	-7 (2)	-1.7
化 学 工 業		127 (0)	142 (0)	-15 (0)	-10.6
鉄 鋼 業		85 (3)	67 (1)	18 (2)	26.9
金 属 製 品 製 造 業		391 (1)	393 (3)	-2 (-2)	-0.5
一 般 機 械 器 具 製 造 業		143 (0)	144 (1)	-1 (-1)	-0.7
輸 送 機 械 等 製 造 業		219 (1)	217 (0)	2 (1)	0.9
上 記 以 外 の 製 造 業		527 (2)	520 (2)	7 (0)	1.3
建 設 業		643 (7)	668 (18)	-25 (-11)	-3.7
土 木 工 事 業		130 (2)	145 (3)	-15 (-1)	-10.3
建 築 工 事 業		349 (5)	356 (7)	-7 (-2)	-2.0
そ の 他 の 建 設 業		164 (0)	167 (8)	-3 (-8)	-1.8
陸 上 貨 物 運 送 事 業		847 (7)	904 (9)	-57 (-2)	-6.3
道 路 貨 物 運 送 業		754 (6)	790 (9)	-36 (-3)	-4.6
陸 上 貨 物 取 扱 業		93 (1)	114 (0)	-21 (1)	-18.4
小 売 業		694 (3)	653 (3)	41 (0)	6.3
各 種 商 品 小 売 業		112 (0)	93 (0)	19 (0)	20.4
新 聞 販 売 業		112 (1)	117 (1)	-5 (0)	-4.3
そ の 他 の 小 売 業		417 (2)	398 (2)	19 (0)	4.8
上 記 以 外 の 小 売 業		53 (0)	45 (0)	8 (0)	17.8
通 信 業		160 (0)	129 (0)	31 (0)	24.0
社 会 福 祉 施 設		334 (0)	302 (0)	32 (0)	10.6
飲 食 店		271 (1)	258 (1)	13 (0)	5.0
清 掃 ・ と 畜 業		336 (2)	317 (3)	19 (-1)	6.0
上 記 以 外 の 事 業		1,171 (14)	1,216 (7)	-45 (7)	-3.7
合 計		6,360 (43)	6,349 (48)	11 (-5)	0.2

()内は死亡者数で内数である。

安全は、他人に任せるものではありません。
安全は、他人に言われてするものでもありません。
自ら取り組む安全へ。

安心と安全は違います。
心が安らぐのが安心。心だけでなく全てが安らぐのが安全。
安全のためには、心だけでなく論理が必要です。
論理的な安全へ。



メリットのためにデメリットを承諾する

例えば、冬になり寒くなると、みなさんは暖を取るためにどうしますか？
衣服を重ね着する、暖房器具を利用する、あるいは南国で過ごす等の方法もあります。
しかし、そのいずれにもデメリットがついて回ります。身動きのしづらさ、燃料代や火傷の恐れ、旅行費用などです。

私たちは、暖を取るというメリットを得る代わりに、いずれかのデメリットを選び、受け入れなければなりません。

どの方法を選択するかは、人によって異なります。それは、人によって優先する物が異なるからです。いずれかの方法を選んだとき、私たちは、それによって生ずるデメリットを承諾したのだと言えます。



危険源を認識していれば対応できる

例えば、ファンヒーターを使うとき、何に気を配りますか？

多くの方が、火事や一酸化炭素中毒に注意すると答えるでしょう。ファンヒーターの運転によって、「熱」や「一酸化炭素」が発生することは避けられません。私たちは、部屋を暖めるかわりに、これらと関わることを承諾しているのです。

しかし、あらかじめ認識していれば、対応することができます。私たちは、「熱」や「一酸化炭素」が発生することをよく認識しているので、片付けや換気で対応し、事故の発生を防いでいます。

「熱」や「一酸化炭素」のように、災害を起こす根源となり得るもののことを「危険源（ハザード）」と呼びます。



火事を防ぐため、周囲に燃えやすい物を置かないよう片付ける。



一酸化炭素中毒を防ぐため、こまめに換気をする。

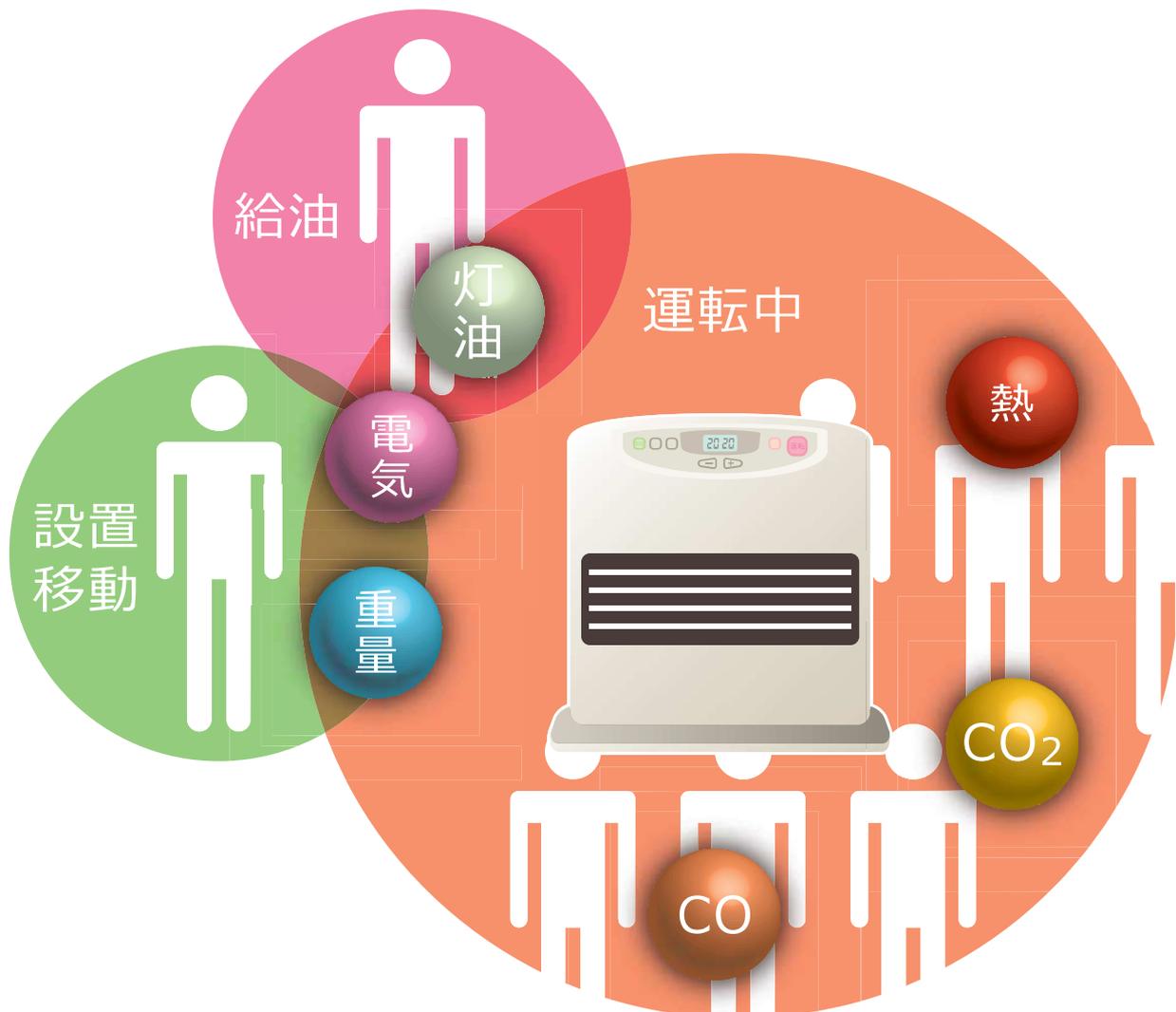
認識していない危険源もある

ファンヒーターに関わる危険源は「熱」や「一酸化炭素」だけではありません。考えられる危険源として、次のようなものがあります。

- ・ 灯油…化学物質としての危険源。引火による火事や、接触による手荒れ等の原因となります。
- ・ 電気…漏電による火事や、接触による感電の原因となります。
- ・ 重量…ファンヒーター本体が倒れ、あるいは持ち運ぶ際に腰を痛める等の原因となります。
- ・ 熱…接触による火傷、熱に弱いものを変形、損傷させる等の原因となります。
- ・ 一酸化炭素、二酸化炭素…中毒などの原因となります。

給油中の人は「灯油」に、設置・移動中の人は、「電気」や「重量」に特に深く関わります。しかし、これらの危険源に対し、「熱」や「一酸化炭素」のように気を配り、対処しているでしょうか。実際には危険源として認識すらしていない場合が、ほとんどではないでしょうか。

私たちは、常に危なさに関わってしか生きていけません。言い換えれば常に事故の恐れと向き合っています。しかもそのことを認識すらしていないことが多いのです。



関わる危なさを把握し、

私たちは、常に様々な危険源と関わって生きています。日常生活はもちろん、事業活動を行う職場では、さらに多くの危険源と向き合わねばなりません。関わる危険源に対応し、事故を防ぐため、私たちはどうしたらいいのでしょうか？

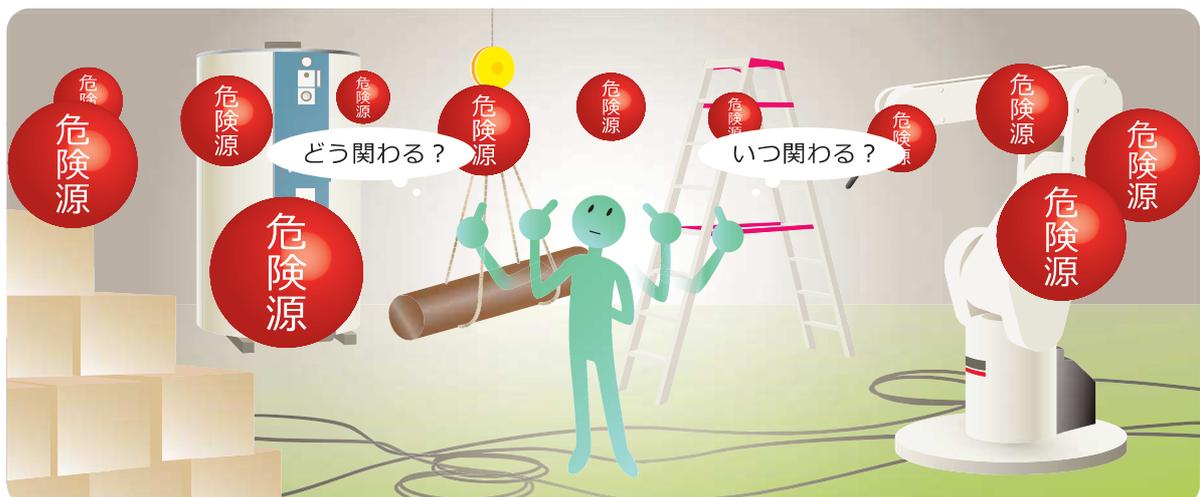
まずは、危なさに関わっていることを「知る」ことです。関わる危なさを把握しなければ対応することはできません。

その際、ファンヒーターの例のように、普段全く認識していない危険源も多くあることに注意すべきです。職場で取り扱う機械設備であれば、さらに多くの危険源が関与しているとみるべきでしょう。



さらにそれらの危険源と、いつどう関わっているかを知ることが重要です。やはりファンヒーターの例のように、常に全ての危険源に深く関わっているわけではありません。通常運転の際に関わる危険源と、掃除、検査、修理、調整等の際に関わる危険源はそれぞれ違います。

危険源といつ、どう関わるかによって危なさの度合いは変化します。**この危なさの度合いのことを「リスク」と言います。**関わる危なさを把握し、その度合い（リスク）を知ることが対応への第一歩です。



リスクに応じた対応を考え、

リスク低減対策を講ずる場合には、効果の高いものから順番に下記の優先順位で検討の上、実施することとされています。

- ア 危険な作業の廃止・変更等、危険源を除去又は低減する措置
- イ 工学的対策（ガード、インターロック、安全装置、局所排気装置の設置等）
- ウ 管理的対策（マニュアルの整備、立入禁止措置、ばく露管理、教育訓練等）
- エ 個人用保護具の使用（呼吸用保護具や保護衣等の使用）

しかし、全ての場合に上位の対策を選択できるとは限りません。金銭面や技術面で限界があるからです。どこまでの対応をすべきかは判断が難しいところです。法令や行政指針、ガイドライン等がある場合には、それらを規範とすることができますが、特に定めがない場合には、事業者の責任で判断しなければいけません。適切に判断するためには、時代や社会背景、技術水準等を慎重に見定める必要があります。

言い換えればどのような対応で「安全」と呼べるレベルを確保するかということです。適切な判断をするためには、そもそも「安全」とは何かを知る必要があります。**リスクに応じた対策を「考える」ためには「安全」についての理解が不可欠です。**



リスクに応じた対応を考え、「安全」と呼べるレベルを確保する。
適切な判断のためには「安全」とは何かを知る必要がある。

対応を実行・行動する。

リスク低減対策は、一旦行えば終わりというものではありません。例えば安全装置を設置した場合には、その有効性を保持するため、継続的に保守点検等を行う必要があります。また、マニュアルの整備を行った場合には、関係労働者に内容を周知、教育し、守られるよう日々管理を行わねばなりません。

この世に絶対と呼べる対策は存在せず、危なさと関わっている限り、事故の可能性をゼロにすることはできません。事故の具現化を防ぐためには残留リスクを正しく把握し、対応する必要があります。

残留リスクを把握するためには「安全」の成り立ちに沿った評価が必要です。**対応を「実行、行動」するためにも「安全」についての理解が不可欠です。**

■ 危険源 (ハザード / Hazard)

リスクが生ずる原因となるもの、災害を起こす根源となるものを言います。

■ 危険状態

危険源があるだけでは、災害は起こりません。人間が危険源に近づいた状態を「危険状態」と言います。

■ 危険事象

危険状態が発生する場合には、各種の安全対策を施します。もし安全対策の不足や、不適切、不具合、あるいは人の誤りなどがあった場合には、人間が危害を受ける事態になります。これを「危険事象」と言います。

■ 回避

危険事象が発生したとき、人間が逃げることができれば危害を受けないですみます。これを回避と言います。

例えば機械のスピードが遅ければ逃げられる可能性がありますが、速ければ逃げるゆとりはありません。

■ 危害

災害が発生し、人間が身体的傷害、または健康障害を受けることを言います。

■ リスク (Risk)

人間が危険源に近づいたことによって発生する、危害の「発生確率」と「ひどさ」の組み合わせを言います。つまり、その危険源が元になって、どのくらいの見込みで危害が発生するか、どのくらいのひどさになるかを、両方考えて大きさを表すということです。

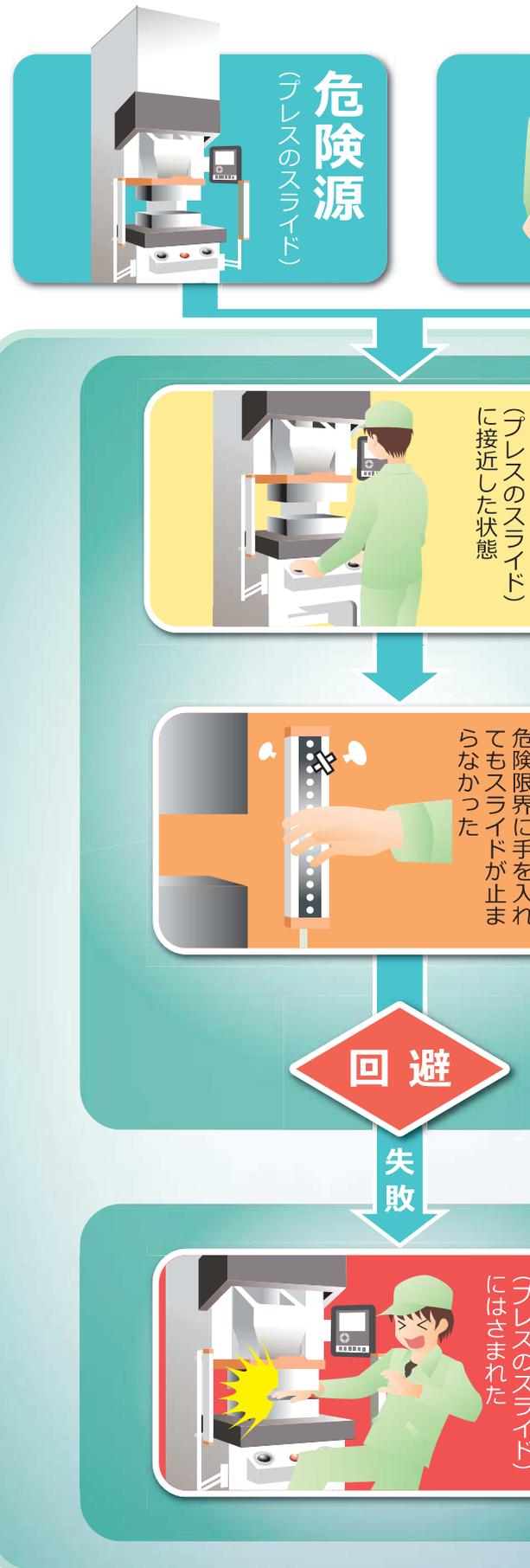
■ 「安全」とは (広義の安全には衛生・健康を含む)

国際的には、「安全」とは、「許容できないリスクがないこと」と定義されています (ISO / IEC ガイド 51 : 2014)。

リスクが「ない」状態を指しているのではなく、「安全」と呼んでいる状態のなかに許容可能なリスクは含まれているということです。

また、この定義において「災害」の有無はまったく関係ありません。災害の起きない状態を指して「安全」と呼ぶわが国の一般的な習慣は、国際的な定義とは相容れないものであると言えます。

このように「安全」はリスク経由で定義されていますので、正しく理解するためには、まず「リスク」の概念を理解することが不可欠です。



災害発生プロセス

すべての労働災害は、左図の災害発生プロセスで発生します。過去の災害も、未来の災害も、例外なくこのプロセスによって説明することができます。

厚生労働省が示す、リスクアセスメント等についての指針や、JISやISOで示されるリスクアセスメントの原則においても、災害発生プロセスは重要な位置づけをされています。

明言はされていませんが、リスクアセスメントはこのプロセスに沿って組み立てられています。

未来の災害を予測するためには、災害発生プロセスに沿って考えることが最も論理的なのです。

災害防止対策

災害発生プロセスに沿って考えると、災害防止対策も、例えば次のように、より論理的に整理することができます。

(1) 危険源への対策

- ・危険源そのものを無くし、またはエネルギーを低減する。
- ・危険性または有害性の低い材料へ代替する。

(2) 危険源に関わらない作業方法の選択

- ・自動化や工程の変更等によって、危険源と人が近づく機会そのものをなくす。

(3) 危険状態の発生を防ぐ対策

- ・危険源の影響範囲の外側に柵やガード等を設け、十分な離隔距離を保って、危険源と人を隔離する。

(4) 危険事象の発生を防ぐ対策

- ・危険源の影響範囲の内側に人が立ち入って作業することを許容した上で、インターロック、光線式安全装置、局所排気装置等によって危険事象の発生を防ぐ。

(5) 回避を補助する対策

- ・警報を鳴らす等により、危険事象の発生に気づきやすくする。
- ・機械の速度等を落とし、危険事象に気づいた際に回避しやすくする。

(6) 危害を軽減する対策

- ・万一、災害が発生した場合に、安全帯やヘルメット等の保護具によって危害のひどさを小さくする。

これらのうち、危険源や作業方法に変更を加え、本質的な措置を講じているものは、(1)、(2)のみであることが分かります。災害防止の効果は、プロセスの流れに沿って(3)、(4)、(5)、(6)の順で弱まっていきます。

災害防止対策を考案したときは、災害発生プロセスのどの部分に作用しているかを、是非考えるようにしてください。

プロセスに沿って考えると、その対策の有効性や信頼性、残留リスク等が明らかになります。災害発生プロセスに沿って考えることで、安全はより論理的になります。



人
(作業)

危険源
危険状態

発生確率

安全装置の故障で、
危険事象

リスク

危険源
危害

ひどさ(危害の大きさ)

知

関わる
危なさを把握し

本質
安全化

安全
防護

未来の確かさのために

未来に絶対はありません。

私達にできるのは、今日より明日の確かさを向上
させることです。

考

リスクに
応じた対応を考え

管理的
対策

動

対応を
実行・行動する

本質
安全化

安全
防護

管理的
対策

本質
安全化

パラダイムシフト

「絶対安全」はあり得ない。

災害の起きない状態を「安全」とする桃源郷から、わたしたちを囲む万物を「危険源」とし、危なさ加減を測り、それを承知して挑んでいる状態である、真の「安全」へ。

論理的な安全衛生管理の推進は、「安全」の認識を変えることから始まります。

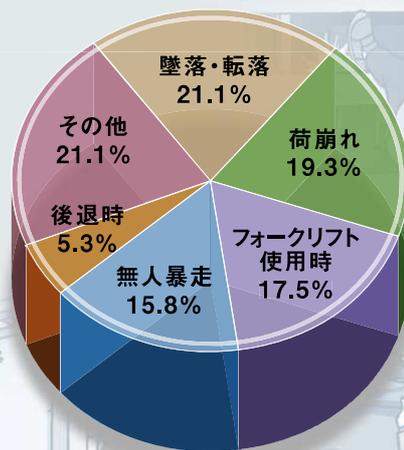
陸上貨物運送事業における

重大な労働災害 を防ぐためには

荷役作業時の死亡災害にみる 災害パターン別の主な原因と対策

労働災害は長期的には減少傾向にあります。陸上貨物運送事業における労働災害は引き続き多く発生しています。従業員が安全に、そして安心して仕事を行うためには、運送事業者と荷主企業が協力し、徹底して労働災害防止に取り組む必要があります。

本冊子では、陸上貨物運送事業における労働災害について、平成25年に死亡災害に至った実際の事例を紹介するとともに、災害パターン別の労働災害防止対策について紹介していきます。



平成25年に発生した陸上貨物運送事業の荷役作業時の死亡災害
(労働安全衛生総合研究所の調べによる分析結果)



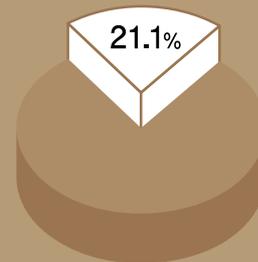
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



JNIOSSH

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所

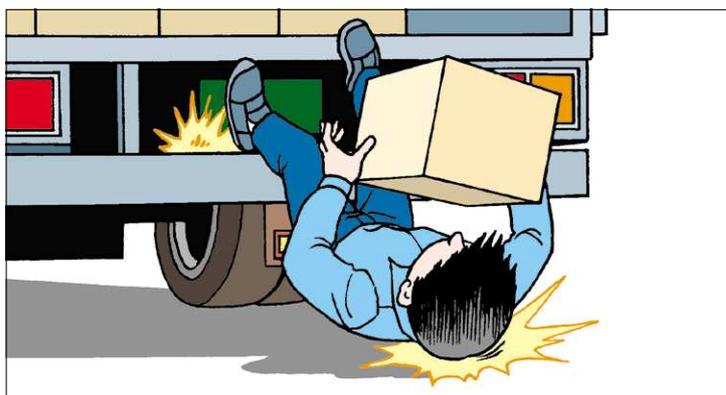
1 トラック・荷台等からの 墜落・転落による 死亡災害



陸上貨物運送事業における労働災害の中で最も多かったのが「トラック・荷台等からの墜落・転落」です。このパターンの災害事例を分析すると、67%が「保護帽未着用」でした。そのうちの多くが「高さが2m未満」の地点からの転落であり、もし保護帽を着用していれば死亡災害に至らなかった可能性があります。

事例 1

足を滑らせてリアバンパーから転落（死亡災害）



被災者はコンビニエンスストアに荷物を配送していました。配送先の手前にある駐車場で荷台コンテナ内にある荷物の整理を行った後、荷台にあった段ボールを持ちながら、荷台からトラックのリアバンパーに足をかけ、後ろ向きで降りようとしたところ、足を滑らせてしまい、約52cmの高さから転落し、頭部を強打しました。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

事例 2

テールゲートリフターから転落（死亡災害）



被災者はテールゲートリフターに乗り、工業用油200ℓが入ったドラム缶1缶を荷台から荷おろしする作業をしていました。被災者は何らかの理由でテールゲートリフターからトラック後方に転落しました（転落高110cm）。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対策

作業高によらず、必ず保護帽を着用して荷役作業を行いましょう

必ず保護帽を着用!



Check 1

12ページの
「対策例1 墜落・転落時編」も
ご覧ください。

(着用時
5つのポイント)

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

ひとこと アドバイス

わずか50cmの高さから転落した場合でも、打ちどころによっては死亡災害に至ってしまうことがあります。高さ2mに満たない地点での作業であっても、荷役作業時には必ず保護帽を着用するようにしましょう。また、常日頃から社員に対して保護帽の意義や効果に関する社内教育を実施し、保護帽の着用を徹底させるようにしましょう。

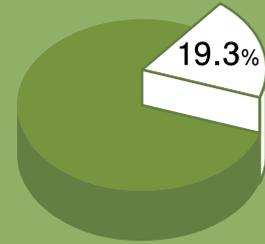
その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業員で荷役作業を行う場合、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ 荷台上で作業員が移動する場合、作業指揮者は地面レベルから全般を見渡し、確認および指示ができる状況にしておきましょう
- ▶ トラック運転席やアルミバンの屋根上など高所で作業を行う場合は、安全帯を着用するか、足場を組み作業床を設けましょう
- ▶ 耐滑性のある安全靴等を使用しましょう



2

トラック・荷台等での荷崩れによる死亡災害



「トラック・荷台等での荷崩れ」による死亡災害事例を分析すると、「積みおろし時における被災」がこれら事例の半数以上を占めており、荷物の固定・^{こぼく}固縛が不適切だった例が多く見られました。通常、積みおろし担当者は積付け時の状況が分からないため、積みおろし時の危険を的確に把握できず、その結果災害に至ってしまうケースがあります。

事例 1 固定ベルトを外した途端に多くの角材が落下（死亡災害）



被災者は、トラック（ウイング車）の積荷である角材180本の束の積み付け状況を点検していました。角材はラッシングベルトで固定されていたものの、点検のためベルトを緩めたところ、角材の束が崩壊し、被災者は角材の下敷きになりました。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

事例 2 ドラム缶とともに転落。ドラム缶が被災者に直撃（死亡災害）

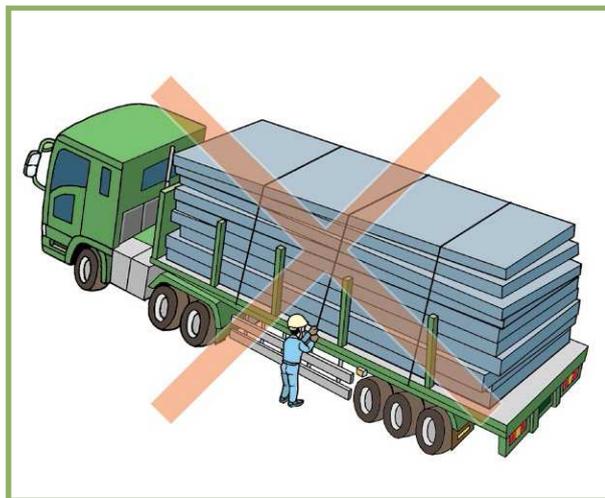
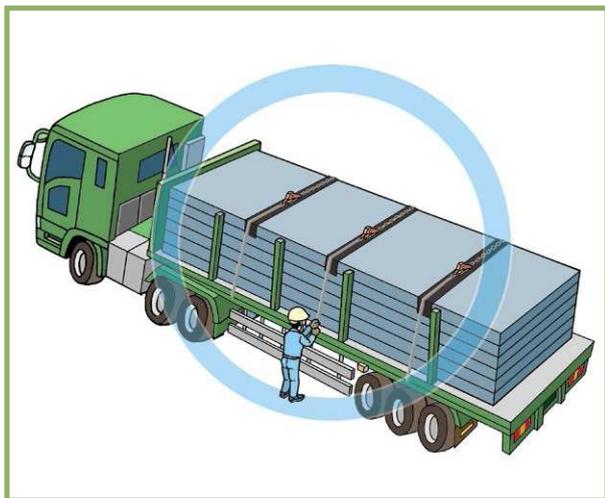


被災者は、積載されているドラム缶を、トレーラーコンテナの奥からフォークリフトのあるトラック荷台側面に移動させる作業をしていましたが、コンテナから地面へドラム缶とともに転落し、ドラム缶が被災者に直撃しました。なお、コンテナ内部の底面には雪が残っており、非常に滑りやすい状態でした。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対策

積付け時には、積荷の状態を確認すること(積みおろし配慮)



ひとつこと アドバイス

荷崩れが起きやすいような形で積付けが行われると、積みおろしの際に非常に危険です。積みおろし担当者が安全な積みおろしができることを前提に、積付け時の**積みおろし配慮**を行きましょう。
また、荷崩れを防ぐために、適切な固定・固縛(こばく)を行うなど、適正な方法で荷を固定させることが非常に重要です。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 積荷の状態に応じて作業指揮者を定めましょう
- ▶ 荷の固定・固縛方法に係る研修を実施しましょう
- ▶ 積付け・積みおろし時に渡し板等が必要な場合には、板の脱落防止や荷の滑り止め措置を実施しましょう
- ▶ トラックの走行途中で積荷の固定・固縛方法を点検しましょう
- ▶ 荷崩れに繋がりがやすい荒い運転(急制動、急発進、急旋回など)をしないようにしましょう
- ▶ 荷台のあおりやウイング等を動かす際には、事前に荷が立てかけられていないかを確認しましょう



参考資料

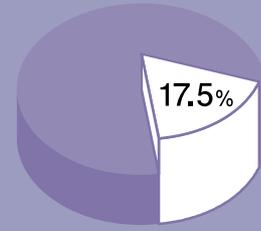
「安全輸送のための積付け・固縛方法」では、荷崩れを防ぐための積付け・固縛時の注意点などについて紹介していますので、参考にしてください。

資料提供：公益社団法人全日本トラック協会



3

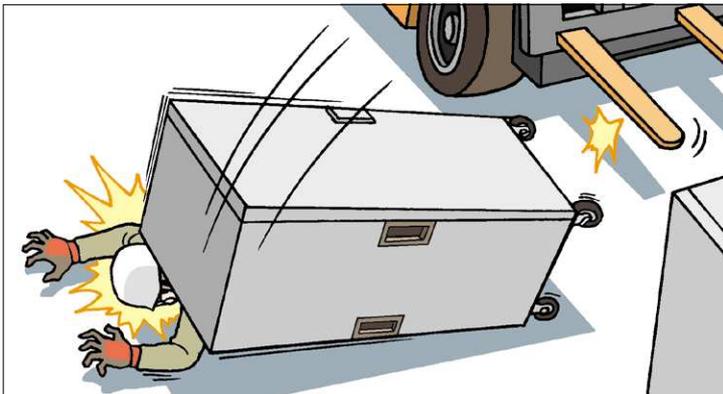
フォークリフト 使用時における 死亡災害



フォークリフトによる労働災害を分析すると、フォークリフトのオペレーター（運転手）による不適切な運転操作や、フォークリフトで持ち上げていた荷物の荷崩れ、またフォークリフトと別の作業者との接触など、オペレーターならびに周辺にいた他の作業者が本来禁止されている行動を取ったことによる事例が多くありました。

事例
1

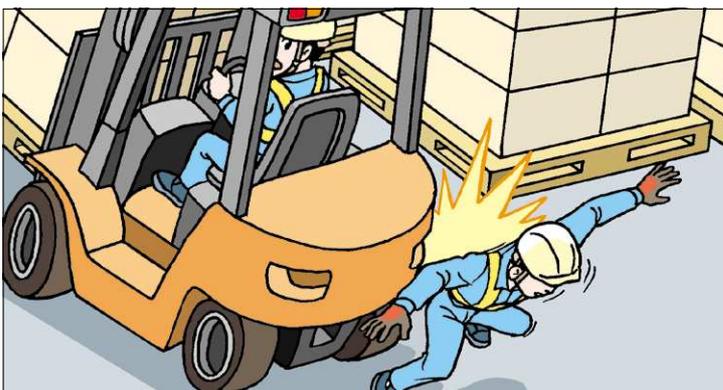
フォークリフトアップ(上昇)時の安全不確認により被災者が コールドロールボックスパレットの下敷きに(死亡災害)



オペレーターがフォークリフトのフォークを上昇させた際に、そばにあったコールドロールボックスパレットがフォークに引っかかり、前方に倒れました。パレットの近くで作業を行っていた被災者は倒れてきたパレットを避けることができず、倒れたパレットの下敷きとなりました。

事例
2

歩行者立入禁止エリアにいた被災者が フォークリフトと接触(死亡災害)

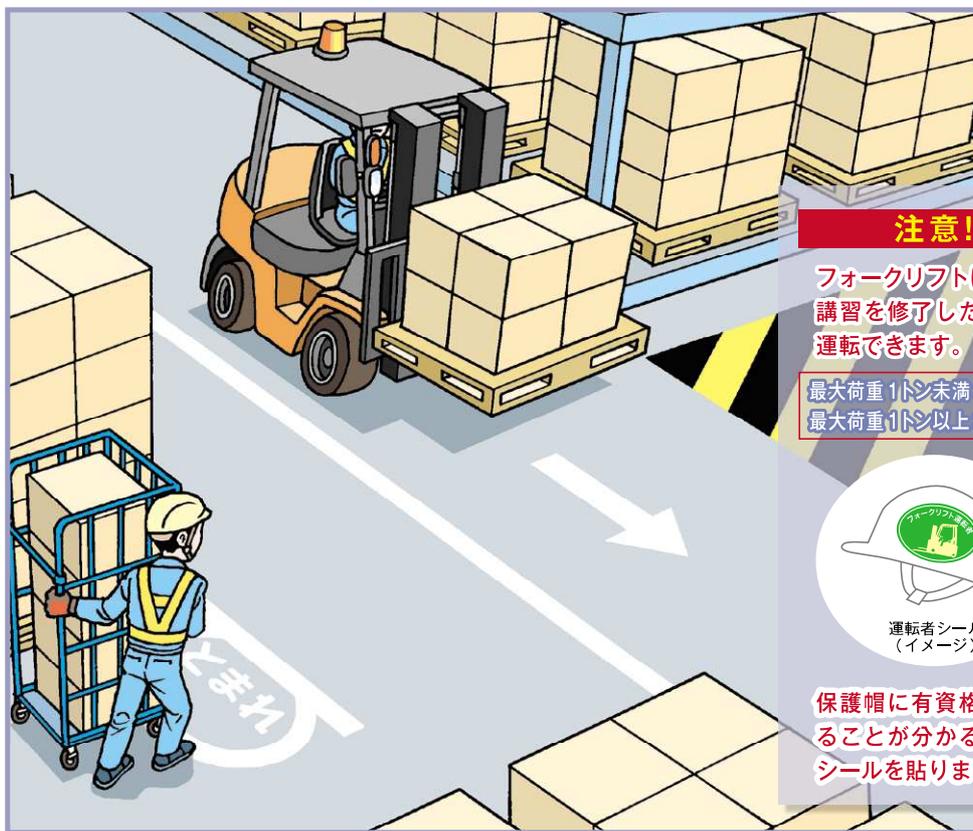


コンテナへの荷積み場所となっているフォークリフト走行エリア内でフォークリフトを運転していました。フォークリフトを後退させたところ、近くを歩いていた被災者に接触しました。なお、被災者は社内ルールで定められているフォークリフト走行エリアに入ったことで接触しました。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対策

フォークリフトのオペレーターやその周囲の作業者は、定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう



注意!

フォークリフトは、技能講習を修了した者等が運転できます。

最大荷重1トン未満: 特別教育
最大荷重1トン以上: 技能講習



保護帽に有資格者であることが分かるようにシールを貼りましょう。

ひとつのこと アドバイス

禁止されている行動を取ってしまうことで、災害に繋がるケースが多くなっています。自分や周りの作業者を守るため、各事業場で定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう。

オペレーターの注意事項

- 周囲の安全を確かめながら運転操作を行いましょう。特に、フォークに荷がある時には急な上昇・下降、旋回などは行わないようにしましょう
- フォークリフトの用途外使用をしないようにしましょう
- フォークリフトの操作に慣れていない場合は、一定期間は指導者の指導の下で作業を行うようにしましょう

周囲の作業者の注意事項

- 自分の周囲に注意を払いながら作業を行うようにしましょう
- 接触事故を防ぐために、歩行者立入禁止エリア(フォークリフト走行エリア)に立ち入らないようにしましょう

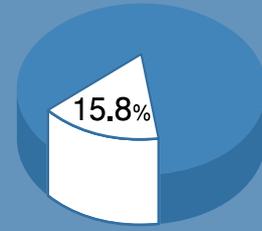
その他、事業者・作業者は 次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ フォークリフトに係る安全研修を実施しましょう



4

トラックの 無人暴走による 死亡災害



トラックが無人暴走に至った原因を分析すると、トラックが動き出す可能性がある状態（パーキングブレーキを使用しなかった、緩かったなど）で降車したことが大半でした。その一方で、ギアロックやパーキングブレーキ、輪止め、タイヤチェーンの装着など適切な措置を行っていても、降雪した坂道で逸走した例もありました。

事例

1

坂道で動き出した無人トラックを 止めようとして轢かれる（死亡災害）



被災者（ドライバー）は、傾斜のある道路（7～9度）に駐車させていた無人のトラックが後ろに動き出したため、止めようとして運転席に乗り込もうとしましたが、振り落とされた結果、トラックと石垣との間に挟まれました。なお、トラックを駐車させた際、エンジンは停止されていたが、トラックのパーキングブレーキは緩く、ギアロックがされていなかったために、適切にブレーキが利いていない状態でした。

事例

2

積雪路面で無人トラックが動き出し 住宅ガレージの支柱に挟まれる（死亡災害）

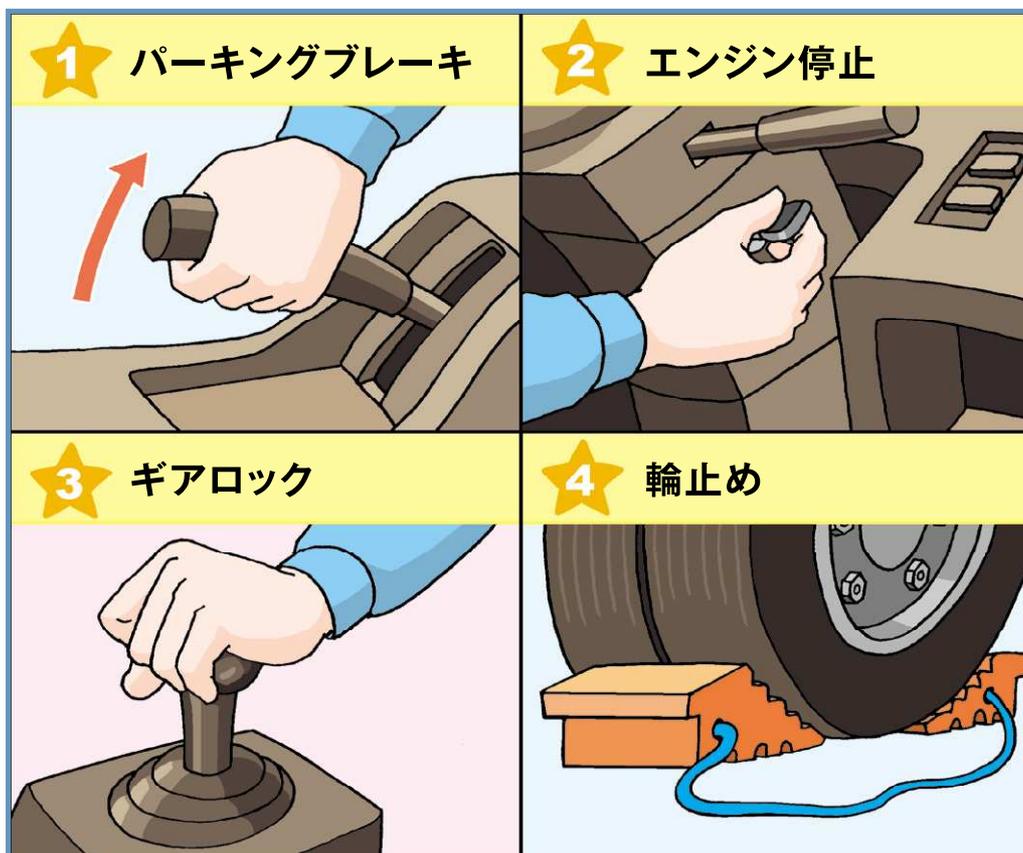


積雪し、傾斜のある道路（約10度）に停車させていた無人のトラックが前方に動き出したため、トラックの前にいた被災者（ドライバー）がトラックに押しやられ、住宅ガレージの支柱との間に挟まれました。なお、駐車時にはパーキングブレーキが適切に使用されていたほか、エンジンは停止され、ギアロックもされており、タイヤにはチェーンも装着されていました。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対策

降車時には必ず逸走防止措置（「パーキングブレーキ→エンジン停止→ギアロック→輪止め」の4点セット）を実施しましょう



ひとつこと アドバイス

逸走した事例の多くは、適切な逸走防止措置が取られていなかったことで発生しています。ドライバーが降車する場合は平坦な場所にトラックを駐車させるようにするとともに、逸走防止措置の4点セットを確実に行ってから車を離れるようにしましょう。なお、寒冷地での待機中にエンジンをかけたままで車から離れた際に被災した事例もありましたので、十分に注意が必要です。

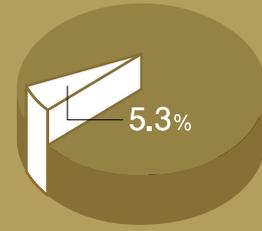
その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ トラックの停車、ドライバーの降車、トラック内での待機について、作業手順を定めましょう
- ▶ 停車時にトラックが動き出しても、止めるために車に近付くことは厳禁とし、周囲への警告を發しましょう
- ▶ 降雪・凍結した坂道(わずかな傾斜も含む)では原則として、停車させないようにしましょう



5

トラック後退時 における 死亡災害



トラック後退時での労働災害の多くが、トラックの後方にいた被災者がトラックの後退に気付かなかったために発生していました。

気付かなかった理由としては、近隣からの苦情により後退警告音（ブザー）の音量を下げている、本来は後退禁止だった、バックモニターを使用していなかった——等が挙げられます。

事例

1

トラックの後退誘導時に トラックと電柱に挟まれる（死亡災害）



被災者（運転手助手）は、路地で引越トラックの後退誘導を行っていたところ、トラックと電柱の間に挟まれました。当該トラックにはバックモニターが装備されていましたが、被災者が目視できなかったにもかかわらず、運転手は事故発生当時バックモニターを使用していませんでした。

事例

2

トラックの荷役作業指示中に 後退してきた別のトラックに接触（死亡災害）

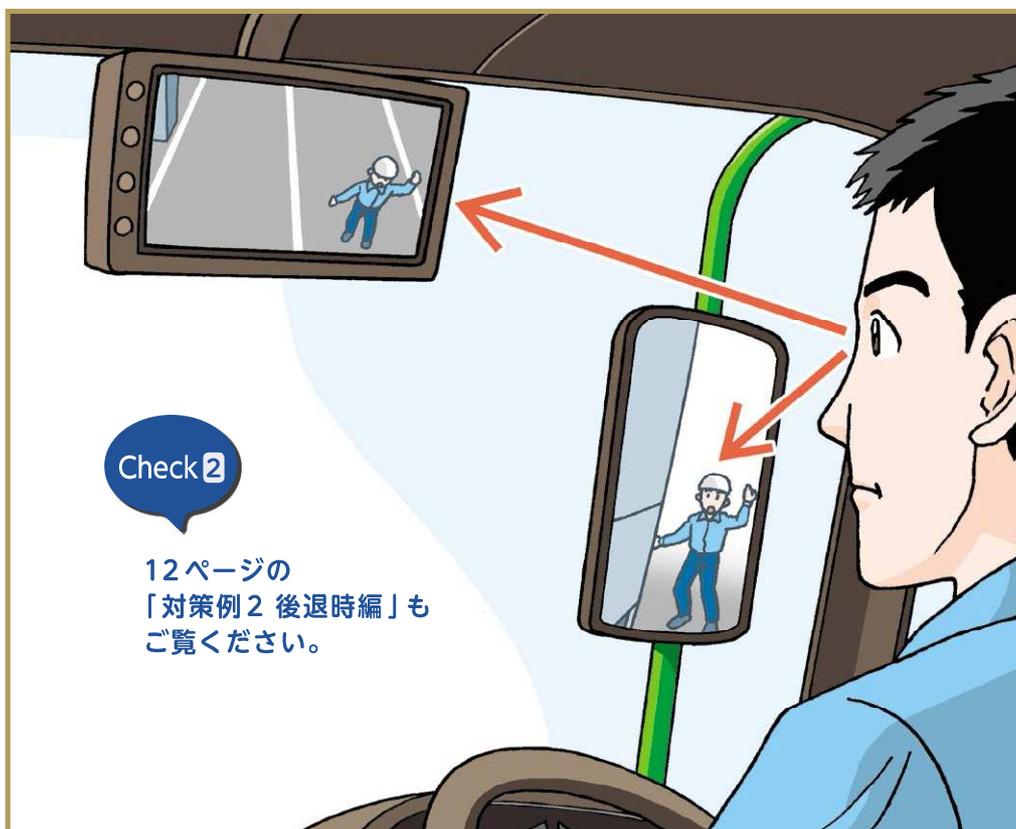


被災者はトラックAの運転手に対して荷役作業の指示を行っていました。そこに別のトラックBが給油のために、本来は禁止されている後退で移動してきました。トラックBの運転手は被災者に気付かずに後退を続けたために、被災者はトラックBと接触しました。なお、事故が発生したのは夕方、薄暗い状態でした。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対策

後退誘導のルールを定めるとともに、トラックを後退させるのは**後方の状況確認ができる場合のみ**に限定しましょう



ひとこと アドバイス

トラック後退時の事故の多くが、後方の確認が不十分だったために発生しています。様々な安全対策を行い、**後方の確認を十分行った上で**後退させるようにしましょう。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

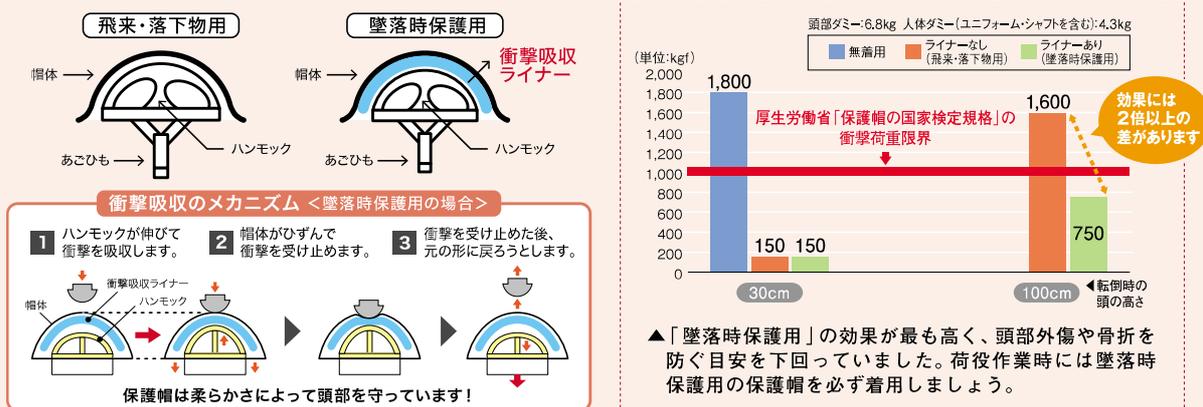
- ▶ トラック後退時には、周辺への第三者の立ち入り制限を定め、遵守させましょう
- ▶ 後退誘導担当者を配置しましょう。また、運転手は誘導担当者が目視できる状態で後退を行い、声や笛などの音声のみで後退の可否を判断しないようにしましょう
- ▶ トラック同士が接触するおそれのある場合は、複数台のトラック誘導を行わないようにしましょう
- ▶ 原則として、後退警告音の音量は下げないようにしましょう。やむを得ず下げる場合は、バックモニター等その他の安全対策を併用しましょう



保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。

協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会 (JHMA) <http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

福岡市の夜間ゴミ収集での後方確認の工夫

夜間のゴミ収集では暗い場所での安全確保に加えて近隣への騒音配慮が不可欠です。福岡市の委託業者ではパッカー車の後部に2つの集音マイクを装着して、車両後退時の「オーライ」等の掛け声が運転席に伝わりやすいシステムを使っています。このシステムが使われるようになって10年くらい経つようですが、もはや安全対策には欠かせないそうです。市販のバックモニターにも集音マイク付のものが有りますので、トラックの後方確認ツールとしての活用が期待されます。



後方の状況を確認しながら作業者が発声する



左右2か所の集音マイクが掛け声をひろう



運転席のドライバーに確実に聞こえる

協力：福岡市環境局収集管理課、株式会社かわなべ

●厚生労働省 ▶ <http://www.mhlw.go.jp/>

●独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 ▶ <http://www.jniosh.johas.go.jp/>



STOP! 転倒災害

プロジェクト

あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート



チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていませんか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！ 次頁の「見える化」も効果的です!!



まずは、職場内で情報共有

転倒危険場所を見える化しましょう！

転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への共有を図ることが大切です。危険場所に下のステッカーの掲示を行うなど、**転倒の危険を見える化しましょう！**

※下のステッカーは、「STOP！転倒災害プロジェクト」のホームページからもダウンロードできます。

切り取り線

転倒危険！



コメント

切り取り線

2月・6月は重点取組期間です!!

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」を推進しています。

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、プロジェクトの重点取組期間（2月、6月）には、チェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴1 転倒災害は最も多い労働災害!

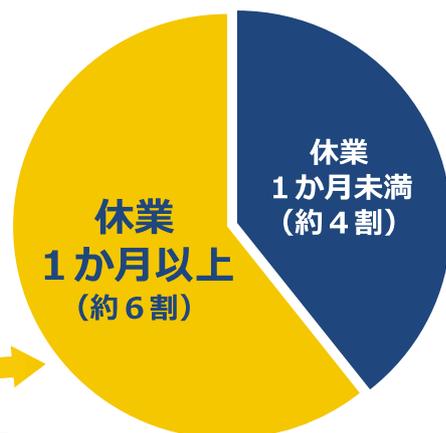
休業4日以上労働災害、約12万件のうち、転倒災害は**約2.6万件**と最も多く発生しています。

特徴2 特に高齢者で多く発生!

高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満の**約3倍**リスクが増加します。

特徴3 休業1か月以上が約6割!

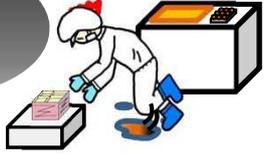
転倒災害による休業期間は**約6割が1か月以上**となっています。



「平成27年転倒災害による休業期間の割合」 労働者死傷病報告 (厚生労働省) より作成

転倒災害の主な原因

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り	つまずき	踏み外し
 <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none">床が滑りやすい素材である。床に水や油が飛散している。ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。	 <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none">床の凹凸や段差がある。床に荷物や商品などが放置されている。	 <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none">大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none">歩行場所に物を放置しない床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く床面の凹凸、段差などの解消	<ul style="list-style-type: none">時間に余裕を持って行動滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行足元が見えにくい状態で作業しない	<ul style="list-style-type: none">作業に適した靴の着用職場の危険マップの作成による危険情報の共有転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！
「STOP! 転倒災害プロジェクト」

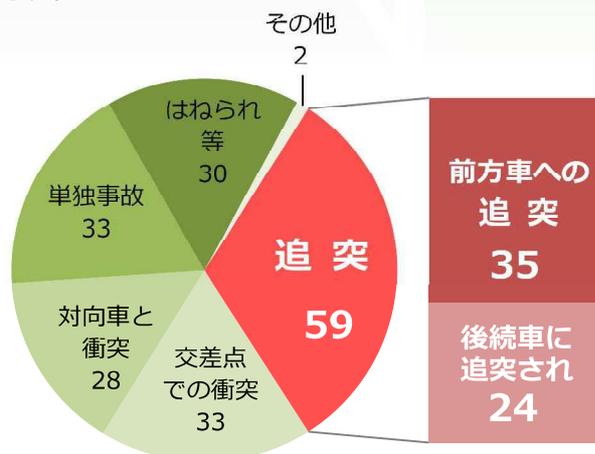
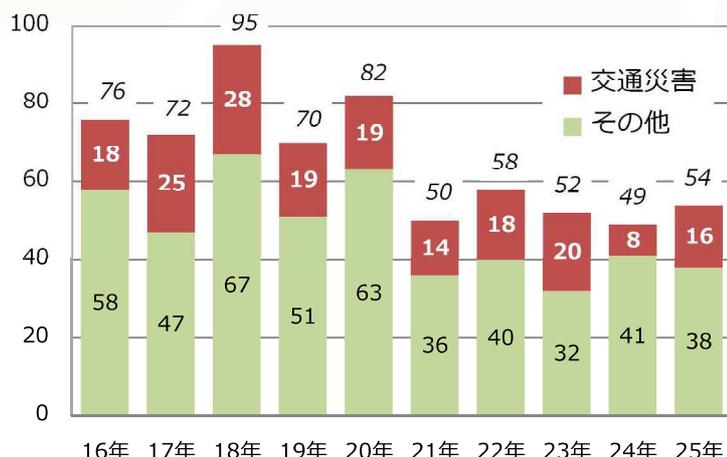
交通労働災害 防止のために！



■ 死亡災害の状況

愛知労働局管内における死亡労働災害は、全般に減少傾向にあります。しかし、交通労働災害による死亡者数は明確な減少が見られず横ばいの状況です。

発生状況別にみると追突事故が最も多く、全体の33%を占めています。さらにそのうち「前方車への追突」が、全体の21%を占める状況です。



■ 死亡・休業災害の状況

交通労働災害による死亡災害と休業4日以上災害を合わせると、毎年500件前後で増減を繰り返しています。明確な減少が見られず憂慮すべき状況です。

■ 交通労働災害ガイドラインの策定

厚生労働省は、平成20年4月に「交通労働災害防止のためのガイドライン」を改正し（平成25年5月一部改正）、交通労働災害防止を推進しています。

愛知労働局では、上記災害発生状況などを踏まえて、

「交通災害防止のために～愛知労働局版交通労働災害防止ガイドライン～」を策定し、交通労働災害の撲滅を目差しています。

発生年	死亡	休業	合計
平成16年	18	443	461
平成17年	25	495	520
平成18年	28	556	584
平成19年	19	530	549
平成20年	19	531	550
平成21年	14	482	496
平成22年	18	460	478
平成23年	20	464	484
平成24年	8	436	444
平成25年	16	435	451
合計	185	4832	5017

1 事業者が実施する事項

事業者は、交通労働災害防止を進めるにあたり次に掲げる事項について、総合的な管理を行う必要があります。

総合的な管理を行うためには、「運行状況、作業状況等の実態の把握」を行うことが欠かせません。まずは、作業現場で何がどのように行われているのかを把握し、総合的な管理を目差しましょう。

運行状況・作業状況等の実態把握

1 管理体制の確立等

- 「安全管理者」、「運行管理者」、「安全運転管理者」等を選任し、その役割、責任及び権限を明確にする。
- 交通労働災害防止にかかる方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善を行う。

2 労働時間等の管理、走行管理

- 適正な労働時間管理及び走行管理を実施する。
- 適正な走行計画を作成する。
- 荷役作業を行う場合のルールの策定と教育を行う。

3 教育の実施

- 雇入れ時の教育、日常の教育及び安全衛生教育を実施する。
- 運転者認定制度及び運転者の指名等の検討を行う。

6 健康管理

- 雇入れ時健康診断、定期健康診断等を適正に実施する。
- 健康診断結果に基づく事後措置を行う。
- 運転時の疲労回復に努めるよう指導を行う。

5 荷主等による配慮

- 貨物の増量、到着時間の遅延による再設定などについて、安全な運行の確保のため、荷主等と運送事業者が協働する。

4 意識の高揚

- ポスター等の掲示、優良運転者表彰制度等の導入を行い、交通安全に対する意識の高揚を図る。
- 交通事故情報、ドライブレコーダーの記録等から交通安全情報マップ等を作成する。

0 運行状況・作業状況等の実態把握等

全ての対策は、作業等の実態を把握するから始まります。運転者が実際に行っている運行や、荷役作業等の状況を調査し、把握しましょう。

1 交通労働災害防止のための管理体制の確立等

- (1) 交通労働災害防止のために、安全管理者、運行管理者、安全運転管理者などの管理者を選任し、役割、責任、権限を定め、管理者に対し教育を行う。
- (2) 安全衛生方針の表明及び目標の設定を行い、目標を達成するため、労働時間の管理、教育を含む安全衛生計画を作成し、計画を実施し、評価、改善を行う。

安全衛生計画（例）

前年度計画の反省	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメントへの取り組みが計画通りに行えなかった。 ● 作業方法の教育が十分でなく、災害が1件発生した。 ● 作成した走行計画に無理のあるものがあった。 		
安全衛生基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメントを基礎とした安全衛生管理活動を展開する。 ● 安全衛生教育を実施し、安全を第一とする人づくりを行う。 ● 適正な労働時間管理、走行管理を行う。 		
目標	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメントの計画的な実施と、結果に基づく教育の実施 ● 交通事故、荷役作業中の墜落災害 ゼロ件 ● 適正な走行計画の作成と定期的な見直し 		
月間重点推進事項		実施事項	継続実施事項
1月	意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ● 年末年始交通安全運動 	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全衛生委員会の開催 ● 時間管理、走行管理の実施 ● 始業点検、点呼の実施 ● 荷役作業のRAの実施
2月	健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康診断の実施 ● 面接指導の実施 	
3月	労働時間管理、走行管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 走行計画の作成、見直し 	
4月	教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇入れ時教育の実施 ● 作業方法の教育の実施 	
5月	荷主等との連絡	<ul style="list-style-type: none"> ● 荷主との連絡協議会の開催 	
6月	意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ● 優良ドライバー表彰式 ● 安全週間準備期間 	
7月	労働時間、走行管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 走行計画の見直し 	

2 適正な労働時間等の管理、走行管理

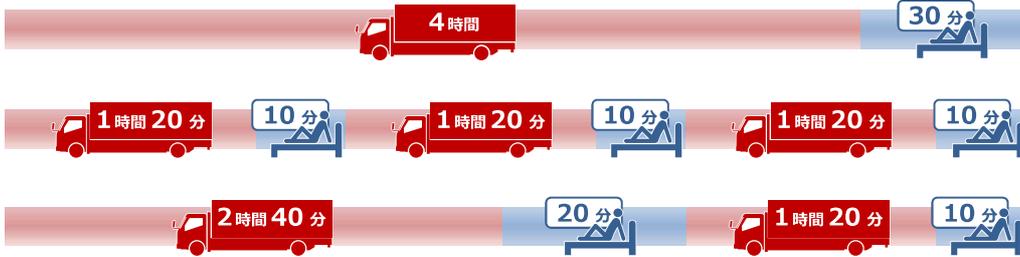
- (1) 疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示を守り、適正な走行計画を策定し、運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間の管理を行う。
- (2) 高速乗合バス、貸切バス事業者については、国土交通省が定めた交替運転者の配置基準を遵守する。
- (3) 適正な走行計画の作成にあたって、次の事項を記載する。
 - ① 走行の開始・終了の地点、日時
 - ② 運転者の拘束時間、運転時間と休憩時間
 - ③ 走行時に注意を要する箇所の位置
 - ④ 荷役作業の内容と所要時間（荷役作業がある場合のみ）
 - ⑤ 走行経路、経過地の出発・到着の日時の目安

改善基準告示について

トラック運転者の運転時間の制限例

- ① 1 日の運転時間は **9 時間以内** (2 日ごと平均)
1 週間の運転時間は **44 時間以内** (2 週ごと平均)
- ② 連続運転時間は **4 時間以内**

運転開始後 4 時間の範囲内又は 4 時間経過直後に下図のような 1 回 10 分以上、合計 30 分以上の休憩等による運転時間の中断をしなければなりません。



その他、改善基準告示については、下記のパンフレット等を参考にしてください。

トラック運転者
タクシー運転者
バス運転者

の労働時間等の改善基準のポイント

平成 12 年 12 月 25 日労働省告示第 120 号 『自動車運転者の労働時間等の改善のための基準』

走行計画 (例)

運行系統名 尾張 B 配達ルート

平成〇〇年〇〇月〇〇日作成

運行管理者
(印)

時刻	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	17:00							
配達先 (作業内容)	8:00 点検 / 点呼	8:15 出発	9:00 Aストア着 荷下ろし	9:20 Aストア発	10:00 Bストア着 荷下ろし	10:20 Bストア発	11:00 C倉庫着 積み込み	11:45 C倉庫発	12:00 休憩 昼食	13:00 出発	13:10 Cストア着 荷下ろし	13:30 Cストア発	14:00 車庫着	16:40 点検 / 点呼	17:00 終業
所在地		小牧市〇〇	春日井市〇〇	瀬戸市〇〇	長久手市〇	(A通り) 駐車場あり	A食堂が便利	日進市〇〇	小牧市〇〇						
指示事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 台車積込の確認、服装の点検 ● 交差点左折時に注意 (とくに 41 号線〇〇交差点) ● 指差呼称の励行 ● 13:00 出発時に荷物積付の確認 														

3 教育の実施

- (1) 雇入れ時の教育において、交通法規、改善基準告示の遵守や睡眠時間の確保、体調の維持の必要性などについて教育を行う。
- (2) 日常の教育において、交通法規、改善基準告示の遵守や睡眠時間の確保、デジタル・タコグラフやドライブレコーダーの記録をもとに必要な情報等について教育を行う。
- (3) 運転業務を認める（教育指導の受講、試験合格など）運転者認定制度などを導入する。

4 意識の高揚

- (1) ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催などにより交通労働災害防止に対する意識の高揚を図る。
- (2) 交通事故発生情報、デジタル・タコグラフやドライブレコーダーの記録などにに基づき交通安全情報マップを作成し周知する。



5 荷主等による配慮

- (1) 荷主等の事情による直前の貨物の増量による過積載運行を防止する。
- (2) 到着時間の遅延が見込まれる場合、改善基準告示に基づき到着時間の再設定等を行う。
- (3) 荷主等は、改善基準告示を遵守した発注を行う。

6 健康管理

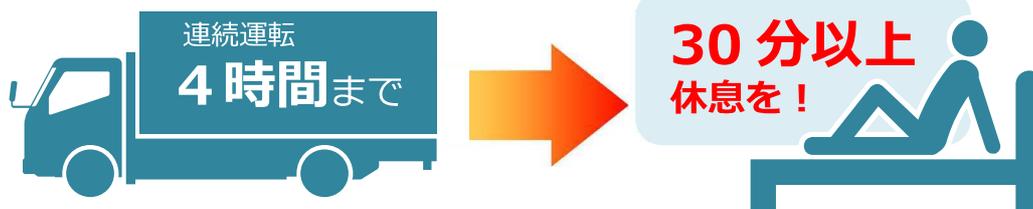
- (1) 雇入れ時健康診断、定期健康診断等を実施し、健康診断結果に基づく事後措置を行うこと。
- (2) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者については、医師の面接指導を行うとともに、労働時間の短縮等の対応を行う。

2 運転者が実施する事項

運転者は、関係法規を遵守するとともに、過去の災害事例等を踏まえて、以下の事項を実施してください。

1 睡眠と休息の確保

運転業務に支障がないよう適切な睡眠時間、休息を取ってください。



※ 連続運転時間は4時間が限度です。その後30分以上の休息が必要です。

2 運転中の前方確認

運転中の前方確認を怠らないため、わき見運転や携帯電話を使用しないようにしてください。

(携帯電話を使用する場合には、ハンズフリーなど適切な措置を行ってください。)



3 車間距離の確保

走行速度に応じて、前方の車両との車間距離を適切に保ってください。



4 法定速度の遵守等

走行速度は、法定速度を遵守するほか、積載重量及び道路状況等に応じた適切な速度としてください。



高速道路での軽い事故や故障で、やむを得ず車を止めた運転手や同乗者が後続車にはねられる事故が急増中！高速道路は普通の道路とは違います。改めて車を止める危険性を確認しましょう！



- 路上で電話等をしているところを後続車にはねられる事故が増えています。



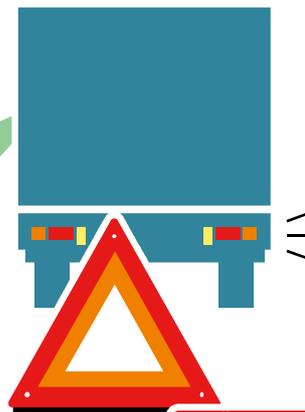
- 車内は安全地帯ではありません。後続車に衝突され、命を落とすケースも少なくありません。



- 後続車に十分注意をしながら、速やかにガードレールの外側などの安全な場所に避難してください。

- ガードレールの外側など安全な場所に避難
- 発生した故障・事故の状況を通報

通報は#9910、110 番または非常電話へ



ハザードランプを点灯させ路肩に停車

発煙筒 三角停止表示板等を後方に設置

発煙筒

交通労働災害を含め、全ての災害は下図「災害発生プロセス」に沿って発生します。このプロセスに沿って考えると、事業者や運転者が実施する各対策は次のように位置づけられます。事業者が実施する事項が、より上流側に作用することに特に注目してください。

事業者と運転者が一丸となって論理的な安全衛生管理の推進・定着を目差しましょう。

■ 事業者が実施する事項

- 運行状況・作業状況等の実態把握、交通安全情報マップの作成等
……「危険源」と「人」が接触する機会を把握する。
- 労働時間等の管理、走行管理、教育の実施、荷主等による配慮、健康管理等
……主に「危険状態」や「危険事象」の発生を防ぐ。

■ 運転者が実施する事項

- 睡眠と休息の確保
……主に「危険事象」の発生を防ぐ。
- 運転中の前方確認、車間距離の確保、法定速度の遵守等
……主に「回避」の成功を促す。

災害発生プロセス



危険源（ハザード）：リスクが生ずる原因となるもの、災害を起こす根源となるもの
危険状態：人間が危険源に近づいた状態
危険事象：安全対策の不足や不備、あるいは人の誤りのあった場合に危害を受ける事態
回避：危険事象が発生した場合に、人が逃げること
危害：災害が発生し、人が身体的障害、健康障害を受けること
リスク：人が危険源に近づく、又は危険源が人に近づいたことによって発生する危害の「発生確率」と「ひどさ」の組み合わせ

パラダイムシフト

「絶対安全」はあり得ない。

災害の起きない状態を「安全」とする桃源郷から、わたしたちを困む万物を「危険源」とし、危なさ加減を測り、それを承知して挑んでいる状態である、真の「安全」へ。

論理的な安全衛生管理の推進は、「安全」の認識を変えることから始まります。

論理的な安全衛生管理の推進・定着

未来の確かさは、論理的な安全衛生管理によって実現されます。

経験や感覚だけでなく、科学的な根拠を伴った調査を継続し、安全衛生管理を深化させましょう。



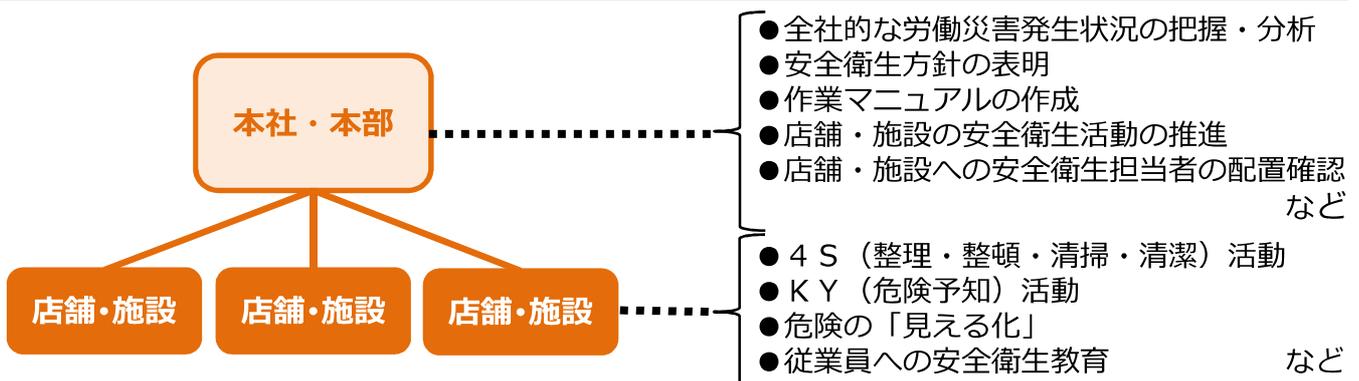
働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

～ 小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて ～

厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、2・3ページに掲載の「チェックリストⅠ・Ⅱ」を活用し、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部が主導して**、店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要**です。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参照ください。



増加する小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害



※休業4日以上 の死傷労働災害件数(11月末現在速報値)、点線は第12次労働災害防止計画における目標値

小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害

転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく」「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」など	「脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す」「階段で足が滑る」など	「やけどをした」、「刃物で手を切った」、「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」など



チェックリスト

I

本社・本部実施事項

次の事項のうち、労働災害の発生状況等を踏まえ、必要性の高いものから取組を始め、順次、取組事項を拡げてください。なお、法定の義務事項に該当する重要な取組もありますので（衛生管理者の選任等）、その場合は特に速やかに実施する必要があります。

チェック項目		☑
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
3	店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
4	次の①～⑪の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	—
①	4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	<input type="checkbox"/>
②	作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	<input type="checkbox"/>
③	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	<input type="checkbox"/>
④	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	<input type="checkbox"/>
⑤	危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	<input type="checkbox"/>
⑥	店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	<input type="checkbox"/>
⑦	朝礼時等での安全意識の啓発	<input type="checkbox"/>
⑧	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	<input type="checkbox"/>
⑨	腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	<input type="checkbox"/>
⑩	腰痛・転倒予防体操の励行	<input type="checkbox"/>
⑪	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	<input type="checkbox"/>
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります）	<input type="checkbox"/>
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
9	リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
11	店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	<input type="checkbox"/>

チェックリスト II 店舗・施設実施事項

本社・本部が定めた安全衛生活動を実施するほか、店舗・施設独自の取組を順次広げてください。

チェック項目		☑
1	4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	<input type="checkbox"/>
3	K Y（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
8	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	<input type="checkbox"/>
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
10	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	<input type="checkbox"/>
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	<input type="checkbox"/>

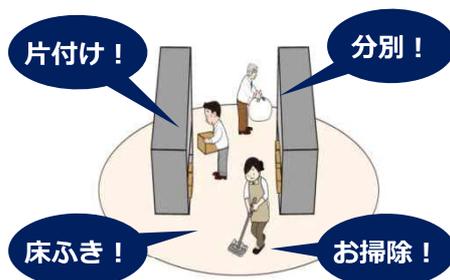
主な取組事項の概要

① 経営トップによる安全衛生方針の表明

- ◆経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。

② 4 S活動 = 災害の原因を取り除く

- ◆「4 S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4 S活動」です。
- ◆4 S活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ◆お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。
- ◆荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



策定例



策定日 平成●●年 月 日
 揭示日 平成●●年 月 日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパーマーケット
 代表者 代表取締役 安全太郎

（自筆で署名しましょう）

③ KY活動 = 潜んでいる危険を見つける

- ◆ KYとは「危険（K）・予知（Y）」のことです。KY活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合っ「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。
- ◆ 「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。



④ 危険の「見える化」 = 危険を周知する

- ◆ 危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化（＝見える化）し、従業員全員で共有することをいいます。KY活動で見つけた危険のポイントに、右のようなステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。
- ◆ 墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かっていたら、そこでは特に慎重に行動することができます。



⑤ 安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

- ◆ 「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。
- ◆ 組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順（マニュアル）」を作成します。そして店舗・施設では、この内容を従業員に伝え、教えます。
- ◆ 朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

⑥ 安全意識の啓発 = 全員参加により安全意識を高める

- ◆ 安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。
- ◆ 従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から安全の話をする事や、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的です。

⑦ 安全推進者の配置 (労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン)

- ◆ 店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

こちらも
ご覧ください

●安全・衛生に関する主な制度・施策紹介 ●安全衛生関係のパンフレット一覧

安全・衛生

検索

安全 パンフ

検索

職場の安全活動についてのご不明点などは、厚生労働省ホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。